

初めての科学体験授業実施要領

(平成31年度むつ小川原地域・産業振興プロジェクト支援助成金)

令和元年8月7日 制定

1 趣 旨

少年少女の豊かな科学的発想や創造性を育み、科学や発明、創意工夫に意欲的に取り組む事ができる環境づくりを進め、青森県の将来の産業振興を担う人財の育成を図るため、科学やものづくりに関する体験・工作、知財教室により、子どもたちの興味・関心を引き出します。

2 対 象

県内の幼稚園、保育園、小学校（低学年）。1回当たり20名程度とします。

3 派遣講師

一般社団法人青森県発明協会が運営する「科学発明指導員」に登録している専門家から選定して派遣します。

4 実施期間

令和元年8月7日から令和2年2月28日まで

(但し、年末年始や当協会の業務等により対応できない場合もありますので御相談ください。)

5 対応可能時間

午前8時30分から午後5時15分まで

6 実施予定団体数

年間6団体程度

(※予算の範囲内で実施しますので、御希望に添えない場合があります。)

7 実施内容

子どもたちの年齢に合わせた工作等をおして、科学やものづくりに対する興味関心を引き出す「初めての科学体験授業」を実施します。

【実施例】

- (1) 小さな子どもでも簡単に作れる工作をします。
- (2) 身近な材料を使ってできる科学マジックを実演します。

※実施内容については個別に相談に応じます。

8 費 用

無料（講師派遣並びに材料に要する費用は当協会が負担します。)

9 申込み（随時）

別紙「令和元年度 初めての科学体験授業 申込用紙」に記載し、事務局宛てにFAX、郵送、電子メールのいずれかにて提出してください。

10 申込み・問合せ先

一般社団法人青森県発明協会（石澤）

〒030-0806 青森市長島一丁目1-1 青森県庁北棟1階 青森県知的財産支援センター内

TEL:017-762-7351 / FAX:017-762-7352 / E-mail : aomoipc1@jomon.ne.jp